

発達障がいの理解のために ～困っている子への支援～



保護者のみなさまへ

「友だちとうまく遊べない」「落ち着きがない」「会話が成り立たない」「パニックになる」…

その原因のひとつとして「発達障がい」が考えられます。

発達障がいは年齢や生活、保護者の育て方、家庭でのしつけ、本人の努力不足等が影響して起こるものではありません。子どもがこのような行動を示すとき、周囲の大人が「困った子ども」ととらえるのではなく、子どもが「困っている」ということに気づき、適切に対応することがとても大切です。

このリーフレットは、保護者の皆様に発達障がいについて理解していただき、学校と家庭が連携して子どもたちへの支援を行うために作成したものです。

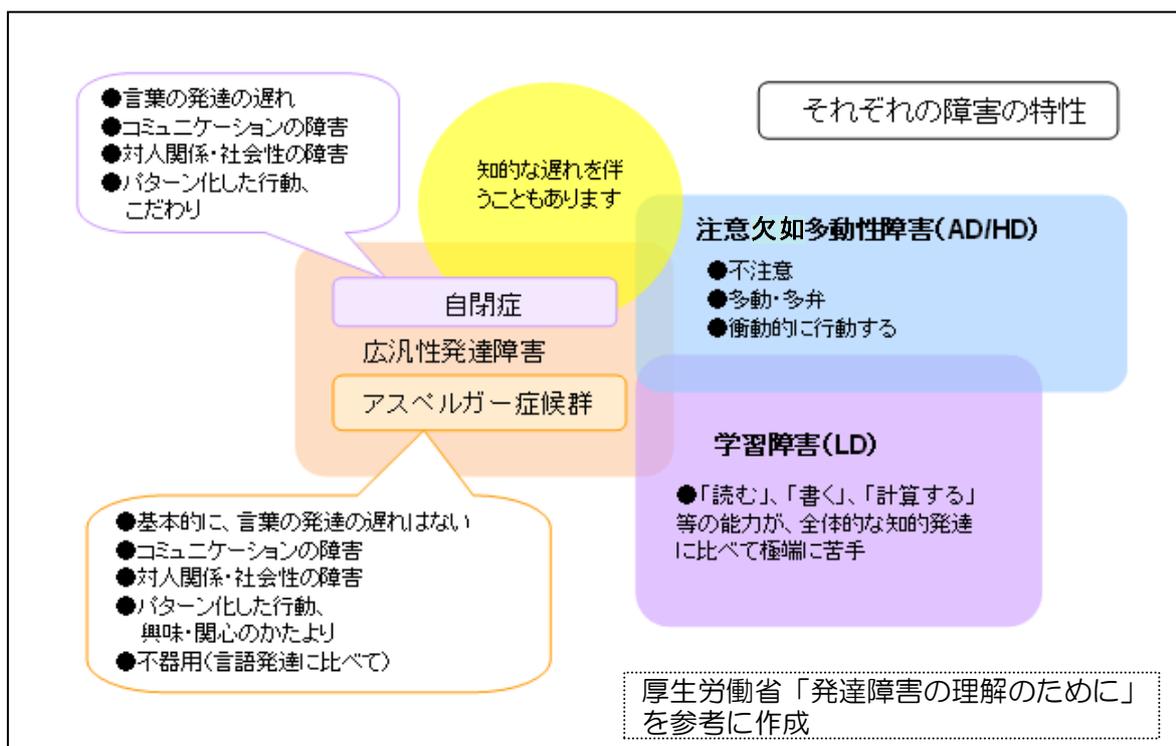
和泉市教育委員会

発達障がいって？

発達障がいの原因は医学的に特定されていません。現在は脳(中枢神経)の何らかの機能障がいによって起きると推定されていて、幼少時からその症状が現れています。

発達障がいには、自閉スペクトラム症(アスペルガー症候群・広汎性発達障がい等)・ADHD(注意欠如多動性障がい)・LD(学習障がい)等、様々なタイプがありますがそれぞれに連続していたり重なり合ったりしていて、その区切りが明確ではありません。

また、その特性によって「得意なこと」「不得意なこと」に偏りが見られます。そのため、成長・発達の方にアンバランスさがあるように思われます。成長できていないのではなく、成長の方に違いがあるということです。



発達障がいはその特性による困難さもめだちますが、逆に優れた能力が発揮されている場合もあります。(アメリカの有名な映画監督や俳優さん、誰もが知る一流企業の創業者等にも発達障がいの診断を受けた方がいます。)

ところが、周囲から見ればそのアンバランスさが理解されにくく、他の子と同じように作業ができなかったり時間がかかったりするので、「困った子」と見られてしまうことがあります。

子どもが「困っている」ことに周囲の大人が早く気づき、その子の特性に応じた関わりをすることが大切です。



家庭でできること



自尊心を大切にしましょう

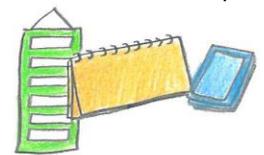
子どもたちは生活の中でたくさんの失敗を経験しています。また、発達障がいのある子はその特性を理解してもらえず、注意されたり叱られたりすることもあります。そういうことが重なるとどんどん自信を失い、自尊心が低下していきます。「一人ひとり違った個性を持っていて当たり前。わたしはかけがえのないあなたを愛している」というメッセージを絶えず送り続けることが大切です。

そのためにも、様々な場面でほめる(認める)機会をつくりましょう。無理に苦手なことに取り組ませるより、得意なことを伸ばすことから始めましょう。苦手なことにチャレンジさせる際はスモールステップで目標を設定し、それができたら大いにほめましょう。

子どもが安心できる環境をつくりましょう

生活の中で先の見通しが立つことは、安心感につながります。毎日の日課をできるだけ一定にし、写真や絵、文字等を使って、スケジュールボード等で提示することが効果的です。その際、初めての経験や急な予定の変更等がある場合に、あらかじめその内容を写真や絵、文字等で見せ、心の準備をさせておくことも大切です。

学習の際には、余計な刺激(テレビはもちろん、机上にある関係のないもの等)を減らしましょう。学習する場所を、わかりやすく示すことで集中して取り組むことができます。



社会性を伸ばしましょう

発達障がいのある子どもには周囲の状況や相手の気持ちを理解し、それに合わせて自分の行動を変えることが苦手な子がいます。それが原因でトラブルになることもあります。どうしてその行動が良いのか(悪いのか)、いつならその行動をしていいのか等、子どもにわかるようにきちんと理由を説明することが大切です。

また、「順番を守る」「あいさつをする」等その場に応じた適切な行動の仕方を具体的に教えてあげましょう。その際、わかりやすいイラストや絵カード等を用いると効果的です。

学校で行っている支援

学校でも発達障がいのある子どもの特性をふまえた支援を行っています。

例

- 黒板周りの掲示物を少なくし、授業に集中しやすくする。
- 見通しをもって学校生活を送れるよう、その日の予定を前に書いておく。
- 授業に集中することが苦手な場合に前方の席にする等、座席について配慮する。



よりよい支援のために

子どものよりよい成長のためには、学校と保護者が連携し「子どもにとってどんな支援が必要なのか」をともに考え、共有することが大切です。

学校では、「支援教育コーディネーター」の教員を中心に保護者からの相談を受けつけています。また、市内の各関係機関にも相談窓口を設けています。

お子様についてご相談があれば、お気軽に下記の相談窓口にご連絡ください。

相談窓口	電話	FAX
各学校園 支援教育コーディネーター	各校	各校
和泉市教育センター	58-7163	92-6026
和泉市教育委員会 指導室 人権教育担当	99-8160	43-5220

